



は、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一条）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）業務を執行する社員ハ 一般社団法人、一般財團法人及び中小企業等協同組合 理事二 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十一条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）組合員（同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。）が業務を執行する組合にあっては、当該業務執行者）ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

一 特定重要設備の供給者の名稱及び代表者の  
氏名、住所並びにその設立に當たつて準拠した  
法令を制定した國又は地域（以下「設立準拠  
法國等」という。）（個人である場合にあつ  
ては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の總株主等の議決權  
の百分の五以上の議決權の數を直接に保有す  
る者の名稱又は氏名、設立準拠法國等又は國  
籍等及びその保有する議決權の數の當該供給  
者の總株主等の議決權の數に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年  
月日及び国籍等

四 届出の日の二月前の日以前に終了した直近  
の事業年度のうち、いずれか一の事業年度  
における特定重要設備の供給者の売上高の總  
額のうちに同一の國又は地域に屬する外國政  
府等（外國の政府、外國の政府機關、外國の  
地方公共團体、外國の中央銀行又は外國的政  
黨その他の政治團体をいう。以下同じ。）と  
の取引に係る売上高の合計額の占める割合が  
百分の二十五以上である場合にあつては、當  
該事業年度、當該外國政府等の名稱及び當該  
外國政府等との取引に係る売上高の額の當該  
事業年度における特定重要設備の供給者の売  
上高の總額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の  
所在地

（構成設備）

**第十二条** 法第五十二条第二項第一号ハに規定す  
る特定重要設備の一部を構成する設備、機器  
装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手  
段として使用されるおそれがあるもの（以下  
「構成設備」という。）は、次に掲げるもののうち  
他の設備、機器、装置又はプログラムのうち  
第一条に規定する業務の運営のために特に必要  
なものとする。

一 業務アプリケーション  
二 オペレーティングシステム  
三 ミドルウェア  
四 サーバー

（法第五十二条第二項第一号ハの主務省令で定  
めるもの）

**第十三条** 法第五十二条第二項第一号ハの主務省  
令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名稱及び機能  
二 構成設備の供給者の名稱及び代表者の氏  
名、住所並びに設立準拠法國等（個人である  
場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 総株主等の議決権の数に占める割合

五 届出日の二月前日の以前に終了した直近の事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

（法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

七 第十四条 法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出日の二月前の日以前に終了した直近の事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

五 第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合には、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

（法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項）

**第十六条** 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

（導入等計画書の届出の例外）

**第十七条** 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載することとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ



(2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(4) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(5) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の二十分の二十九以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

三 法第五十二条第二項第三号口に掲げる事項

一 法第五十二条第二項第三号口に掲げる事項  
に係る変更のうち次に掲げるもの  
イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の

(3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に

## 様式第一（第五条關係）

(3) 未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合  
当該割合が増加することにより、新たに重要な維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がいる場合

法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項  
係る変更のうち次に掲げるもの  
再委託の相手方等の住所の変更

第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)  
当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合  
当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

〔前項の規定による変更の報告は、様式第十一により行うものとする。〕

**第二十六条** 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

**附 則**

この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則**（令和五年一月六日内閣府・法務省令第三号）

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

**様式第一（第三条関係）**

様式第二（第五条関係）	名称等変更届出書													
年 月 日														
成														
名称等変更の件名 代表者の氏名														
次のとおり変更するので、経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の措置に関する法律第50条第3項の規定により、届け出ます。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">変更事項</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">変更前</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">名称又は住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">変更年月日</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">変更の理由</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>			変更事項	変更前	変更後	名称又は住所			変更年月日			変更の理由		
変更事項	変更前	変更後												
名称又は住所														
変更年月日														
変更の理由														

様式第三（第六条関係）

指定解除通知書
第 号
年 月 日
被
金庫共用 法務大臣 (官印押印)
経済監視を一括的に譲ることによる安全保障の確保の促進に関する法律 (令和元年法律第41号) 第51条の規定により特定会員事業者としての 指定を解除した上で、同様において解消する同法第55条第2項の規定により、 下記より通知する。
配
名 称
住 所
特定社会基盤事業 の種 類
指定をした年月日
指定を解除した 年 月 日

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一項関係）

購入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）
年 月 日
被
住 名 称 代表者の氏名
経済監視を一括的に譲ることによる安全保障の確保の促進に関する法律第 55条第2項の規定により、次に記載する特定重要設備の導入を行うので、次に記載す る事項
1. 特定重要設備の種類
特定重要設備の種類
特定重要設備の外
特定重要設備の内
特定重要設備を運営する場所
特定重要設備を運用する場所
（設置上）の場所
1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備の うち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の外」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を 行う特定重要設備に付随する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. 「特定重要設備の内」の欄には、特定重要設備の構成部品等に付随する事 項（品名、型番等）を記載すること。
4. 「特定重要設備を運営する場所」及び「特定重要設備を運用する場所」の 欄には、それらの場所の所在する少なくとも郵便番号までを記載すること。 ただし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。
2. 特定重要設備の導入の内容及び用途

導入の目的
導入する者及び代表者
開むる場所
内 容
手 て す
する事
設立の根拠法規等
開むる場所

（設置上）の場所

1. 「導入する者及び代表者」の欄には、特定重要設備の取扱い者から、  
該設備特定重要設備の運営に合意する旨を記載するまでに該設備の取扱い者  
の氏名、住所、電話番号（12桁）を記載すること。

2. 「開むる場所」の欄には、特定重要設備の取扱い者との間に、特定重要  
設備の供給の運営の管轄の範囲で該設備の取扱い者との間に、特定重要設備を  
手にする者

3. 「内 容」欄には、該設備の運営の範囲に変更を及ぼす場合を  
除いては、該設備の取扱い者（氏名）の欄には氏名を記  
載すること（以下この項において同じく）。

4. 「手 て す」欄には、該設備の運営の範囲に変更を及ぼす場合を  
除いては、該設備の取扱い者（氏名）の欄には氏名を記  
載すること（以下この項において同じく）。

5. 「設立の根拠法規等」の欄にはその設立に当たって準備した法令を制定した  
国の法律の名称と、その施行日を記載すること（以下この項において同じく）。

6. 「開むる場所」の欄には、特定重要設備を導入するために必要な一連の行為が完  
了し、役務の開始後月以内に特許を記載すること。具体的な方法未定で  
ある場合は、特定の日を定めることを記載すること（以下この項において同じく）。

3. 特定重要設備の供給者に記載する事項

（1）特定重要設備の取扱い者

名前及び代表者 の氏名
性別
年齢
設立の根拠法規等

（2）特定重要設備の供給者（被持主）の譲渡料の5%以上を預留に保有する  
者

名前又は氏名	設立の根拠法規等又は 設立の根拠法規等又は （譲渡した年月日）
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

（3）特定重要設備の供給者の登録

名前又は氏名	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		





は商品を製造する工場等の作業場。作業に従事する労働者（機械・工具等を用いて、手作業による生産活動を行なう者）が、その労働過程で生じる賃金を受けることを目的的等により同一視する。

2. 賃金の支給者：被雇用者（雇用契約の対象者）のうち、当該賃金を直接又は間接に第一級の被雇用者に支給する者。  
①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳に該当する者は、この規定による。

3. 賃金の支給日：同一の月内に二回以上支給される場合において、同月の最終支給日である。

4. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳に該当する者は、この規定による。

5. 会員：本規約の締結並びに本規約の執行に關する事務を執行する者。但し、本規約の締結並びに本規約の執行に關する事務を執行する者は、本規約の締結並びに本規約の執行に關する事務を執行する者に対し、あらかじめ、金融機関又は法規上に規定に該当することを有すことを條件とし、前項を執行する者には、特定会員を指す事務を執行する者を指す。

樣式第四（二）（第九條第一項、第二十一條關係）

様式第四（二）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年 月 日

17

五

#### 経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第

② 第二回の「特定重要設備」について、特に重要設備の運営管理者等を行なうものと、他のものと区別する。

特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)  
1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

うら、該当するものを記載すること。

2.「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から意要統  
持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項(品名、型番号等)を記載

付管理等を行なう特定重要設備を特定する事項(機器、空調機等)を記載すること。

ため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、あらゆる場所の所有者や占有者も運営管理者や監修者等

欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 直要継続資本等の委託の内容及び財産又は財閥
直要継続資本等の委託の目的
直要継続資本等の委託の方法
直要継続資本等の委託の期間
直要継続資本等の委託の手続
直要継続資本等の委託の権利
直要継続資本等の委託の責任

(注記欄)「直要継続資本等を行なせる時期又は期間」の欄には、單独・譲渡性のない直要継続資本等の委託の場合は、該要継続資本等を行なう時期を、複数の要継続資本等の委託の場合は、該要継続資本等を行なう時期を、該要継続資本等の委託を記載することとし、具体的な時点が未定である場合には「予定年月日」を記載した上で、「(予定)」と併せて記載すること。

3. 直要継続資本等の委託の相手方に関する事項
(1) 直要継続資本等の委託の相手方
名前及び代表者の の氏名
住所
設立登記証明書等
(2) 記載上の注意

1. 個人である場合は、「直要継続資本等の委託の相手方の氏名」の欄には氏名を記載すること。(以下同様)。

2. 「個人」で記載された場合は、該要継続資本等の委託を受ける者個人である旨又は他の条件を記載すること(個人であつてみずからによって該要継続資本等を記載すること)。以下の形式において記入し。

3. 個人である場合は、「設立登記証明書等」の欄に記載する情報は、該要継続資本等の委託を受ける者個人である旨又は他の条件を記載すること(個人であつてみずからによって該要継続資本等を記載すること)。また、該要継続資本等の委託を受ける者個人である旨又は他の条件を記載すること(個人であつてみずからによって該要継続資本等を記載すること)。あらかじめ、金創行販及び法務大臣に提出することを告げることとする(以下の様式において印押)。

(2) 直要継続資本等の委託の相手方の年齢

①	名前又は氏名	設立登記証明書等又は 圖釋等	歳児保有割合(%) (記載した年月日)
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

(記載上の注意)

1. 諸種契約の場合、契約の前二ヶ月以内の日における被株主の取扱いの変化にのみ拘りをも、これを以て第1回を問換五人として記載すること(以下同)。

2. 「設立登記証明書等又は圖釋等」の欄に、該要継続資本等を受ける者が法人である場合は、該法人の代表者名又は同窓会名を、個人である場合は当該個人の氏名又は姓を記載すること。(以下同様)。

3. 「設立登記証明書等又は圖釋等」の欄に、該要継続資本等の委託に記載する情報は、該要継続資本等の委託を受ける者個人である旨又は他の条件を記載すること(個人であつてみずからによって該要継続資本等を記載すること)。また、該要継続資本等の委託を受ける者個人である旨又は他の条件を記載すること(個人であつてみずからによって該要継続資本等を記載すること)。あらかじめ、金創行販及び法務大臣に提出することを告げることとする。

(3) 直要継続資本等の委託の相手方の役員

①	直要継続資本等の委託の相手方の 役員名	生年月日	国籍
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」は、同一記載する情報及び当該情報に係る第2回所持証券に記載する者と同一の者とみなす。該要継続資本等の委託の相手方が、該要継続資本等の委託の相手方に対する権利を有する場合、該要継続資本等の委託の相手方の生年月日及び国籍等に記載することとする。

(4) 計定会社基盤事業者に対する外國政府等との取引による光上

高の割合	年 月 日 ～ 年 月 日 の年間
該当あり□ 該当なし□	
基盤年度	外國政府等の名前
	割合(%)

(記載上の注意)

1. 既往の2ヶ月の以前に譲り受けた直要継続資本等の委託の相手方のうち、いずれか1人の被持所有割合を、これを以て第1回を問換五人として記載すること。

2. 「外國政府等の名前」及び「割合」の欄に、該要継続資本等の委託の相手方に対する権利を有する場合、該要継続資本等の委託の相手方の名前及び割合を記載することとする。

3. 「外國政府等の名前」及び「割合」の欄に、該要継続資本等の委託の相手方に対する権利を有する場合、該要継続資本等の委託の相手方の名前及び割合を記載することとする。

4. 計定会社基盤事業者に関する事項

①	計定会社基盤事業者に関する事項
② 計定会社基盤事業者に関する事項	
③ 計定会社基盤事業者に関する事項	
④ 計定会社基盤事業者に関する事項	
⑤ 計定会社基盤事業者に関する事項	
⑥ 計定会社基盤事業者に関する事項	
⑦ 計定会社基盤事業者に関する事項	
⑧ 計定会社基盤事業者に関する事項	

⑨	名前又は 氏名	設立登記証明書等又は 圖釋等	歳児保有割合(%) (記載した年月日)
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			

⑰	氏名	生年月日	国籍
⑱			
⑲			
⑳			
㉑			
㉒			
㉓			
㉔			



会、當初の構成員の監査官の立場（会計検査院の監査官）の監査権は、監査の範囲（監査の対象）の過不足を除くは開設してある会社の財産を監査するものである。監査権の範囲は、監査の目的によって決まるが、監査権の範囲のうち切取権は監査を受けないことを認めていた。

（参考文献）  
1. その他の会員の財産を競合している場合には、口に印を付けること。印に「競合」と記入して、該会員の財産を競合していることを示す監査報告書である。

2. その他の会員の同一の財産で競合する場合に、競合の会員の監査権行使の範囲を記載する。監査権行使の範囲は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。たゞ、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。

3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の各号に該当する場合は、監査権の範囲を記載する。監査権の範囲は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。たゞ、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。

（参考文献）  
1. その他の会員の財産を競合している場合には、口に印を付けること。印に「競合」と記入して、該会員の財産を競合していることを示す監査報告書である。

2. その他の会員の同一の財産で競合する場合に、競合の会員の監査権行使の範囲を記載する。監査権行使の範囲は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。たゞ、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。

3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の各号に該当する場合は、監査権の範囲を記載する。監査権の範囲は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。たゞ、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳は、監査権の範囲と競合する会員の監査権の範囲の内訳である。

等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 6. 挑考

## 樣式第五（一）（第十條第二項關係）

### 様式第五（一）（第十条第二項関係）

#### 緊急導入等届出書（特定重要設備の導入を行った場合）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出る。

- け出ます。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| (1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと |
| ① 特定社会基盤役務の提供                        |

- |                   |
|-------------------|
| に生じた支障又は生ずるおそれの内容 |
| ② ①が生じた時期及び概要     |

- ⑩ ⑪により特定社会基盤役員の提供に対して生じた影響

- ④ ①に対する措置のため緊急に導入を行う必要があつ

- ⑤導入移計画書の提出による  
一括納入料の支拂い



1. **構成設置・種類**の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。
2. **構成設置の名称**の欄には、同一の機能の構成設備から導入を行った成設置を複数ある場合は、(事務・会員登録等)と表記すること。
3. **構成設置の機器名**の欄には、各構成設備の機器名を記載すること。  
①構成設置が複数ある場合は、各構成設備の機器名を記載すること。  
②構成設置が1台SMAPIで登録を受けているクラウドサービスある場合は、「構成設置の名前」欄に記載するクラウドサービスの名前を、「構成設置の機器」欄に記載するクラウドサービスの機器名を、それを記載すること。
4. **構成設置**が1台SMAPIの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(3)から(6)までの機器の機器名及び構成機器の一部を構成する構成設備に関する記載をすること。

6. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為

を防ぐための措置に係る事項	項目	備考
(1) 特定重要機器及び構成機器の供給者における製造等の過程で、特定重要機器及び構成機器の不正変更を防ぐことを目的とするために必要な監理仕組の整備状況についてすることを特設会社監査事業者が確認できるよう規定する。 □	□	□

※	該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。
①-2 特定社会基盤事業者 <sup>1)</sup> は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者	

等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受け入れ検査その他の認証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施さ

※1 定額支給権の供給者を通じて確認している場合も含む。

※2 当該構成権の供給者によって実施されたものを除く。

②-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者に上

□  
つて運用時に追加された機能セキュリティ要件(特定意図設備に最新のセキュリティバッチが適用されているか否か、不

（マイクロソフトが開発しているか否か、小正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装し

たことを確認している。

の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された機関をもつて算入要件（被用賃額

に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフト

トウェアを最新化しているか否か等)を導入主で実装したことを確認していく

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認して下さい。

⑩-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工場に

（開発工程を含む。）において、信頼で

<p>きまつは公債体の「関係ないことを編</p> <p>記している」。</p> <p>○記一 ② 市町村会計標準基準は、構造設置</p> <p>の範囲に「市町村会計の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、既存の資本負債</p> <p>制度を削除したことを説いています。 □ その通り。</p> <p>○記二 定常的過剰人材の休業者を通じて認定</p> <p>している場合合会。</p>	<p>の範囲の取扱いが、持分法取扱の範囲の工</p> <p>程（構造工事等）には、別途不動産の評</p> <p>価額を算入する旨を記載しておらず、算入</p> <p>したこと無しと見ていい。</p>
<p>○記一 ③ 市町村会計標準基準は、持分法取</p> <p>扱の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>	<p>の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>
<p>○記一 ④ 市町村会計標準基準は、構造設置</p> <p>の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>	<p>の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>
<p>○記一 ⑤ 市町村会計標準基準は、構造設置</p> <p>の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>	<p>の範囲に「構造設置の取扱い規則（財政</p> <p>行為を含む）」において、定められた</p> <p>範囲以外でアセサビリティがないことより、ア</p> <p>クセス付の資本負債を算入する旨を記載して</p> <p>いるが、その範囲外の資本負債（持分法取</p> <p>扱の範囲外の資本負債）のうち、構造の「ゲーリ</p> <p>ム・システム等」へのアクセス付は、原則的に</p> <p>算入しない旨を記載している。</p>

□ ② 実施会員登録情報は、権利義務関係の 内容に沿うるか（規約（対応付 規約）が分り譲りで記載する ことを確認）	<input type="checkbox"/>
□ ③ 実施会員登録情報は、特典制度 設置の「サービス規約」（対応付規約 等）が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する	<input type="checkbox"/>
□ ④ 実施会員登録情報は、権利義務 内容に沿うるか（規約（対応付 規約）が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する）	<input type="checkbox"/>
□ ⑤ 実施会員登録情報は、不正行為の 対応付規約（規約）に記載され て居るか（規約（対応付規約） 等）が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する	<input type="checkbox"/>
□ ⑥ 実施会員登録情報は、ランクアップ する等の報酬が付与されることがで きるか（規約（対応付規約）等） が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する	<input type="checkbox"/>
□ ⑦ 実施会員登録情報は、規約の規範 を遵守する旨の記載があるか（規約 等）が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する	<input type="checkbox"/>
□ ⑧ 実施会員登録情報は、特典制度の規 約を記載する旨の記載があるか（規約 等）が記載されたく要素を簡潔に 記述。且つ、特典制度の実質的 性を自認する	<input type="checkbox"/>



4、「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも道道県名までを記載することとし、国税に在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 施設内持分率等の委託の内容及び時期又は期間
重要機械等 日付 持分の委託者 重要機械等の運営 の内容 重要機械等 運営の運営 の内容 たとけ行っ ている場所 施設内持分率等の運営を行なう場合 た割合又は期間
(記載上の注意) 重要な機械等を行なう時期又は期間、の欄には、開発・販売性のな い重要機械等の運営の委託の場合に当該重要機械等を行なう時期を、反 復・継続的な重要機械等の運営の場合は当該重要機械等を行なわせ る期間を記載すること。
4. 施設内持分率等の委託の相手に対する事項
(1) 施設内持分率等の委託の相手方

持分の委託者 の住所 持分の運営場所
(記載上の注意)

1. 個人である場合には、「本件及び代表者の氏名」の欄には氏名を記  
載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
2. 「個人」の欄に記載する場合は、その個人が運営する場合に記載した  
個人又は地名の名称を記載すること。(個人である場合には、個人又は地  
名の欄に記載すること。以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

及び次表に直線に横断することを特許することとする。(以下この様式  
において同じ。)

(2) 重要な機械等の委託の相手の組織主導の議決権の5%以上を直接に  
保有する者

持分の委託者	設立準備認可又は認可後未開業割合(%)	開業後(開業した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)  
1. 重要な機械等の運営の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

持分の委託者	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

⑨	
(記載上の注意)	

1. 重要な機械等の運営の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

持分の委託者	年 月 日 年 月 日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)  
1. 会員登録の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

(4) 施設内持分率等の委託の相手方の役員

持分の委託者	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)  
1. 会員登録の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

5. 施設内持分率等の委託の相手方の監修

①	「ひきこもる重要機械等」
②	重要機械等を行なった ったことは行っている 地名
③	施設内持分率等を有 めた時 期又は期間
④	
⑤	

(記載上の注意)  
1. 会員登録の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

⑥	名前及び代表者の氏 名
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

(記載上の注意)  
1. 会員登録の場合は、當初の会員登録の内に記載の組織主導の議決権の  
5%以上の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。(以下この  
欄において同じ。同様に記す。)  
2. 「法人」の欄に記載する場合は、その法人が運営する場合に記載した個人又は地  
名の欄に記載すること。(以下同じ。同様に記す。)  
3. 「法人」の欄に記載する場合は、「本件及び代表者の氏名」の欄には記載  
する法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
当該法人の会員登録者及び代表者に直接連絡が取れる人物の氏名は、  
このとき、当該個人は、物證化会員登録業者に対し、あらかじめ、会員登録官  
より連絡を取ること。

⑪	氏名	生年月日	国籍等
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			



は用する場合、当該会員の権利の総数の 半数（会員の権利等の議決権の過半数） を超過する場合に有する他の会員の 投票権をも併せて行使する場合に當る。 よって、当該会員の権利の過半数の 投票権を有しない場合に該当する。
④ 事務局は公表義務を負う場合は、委嘱の内容 及び再委嘱の方法の範囲に於て、所長検査、 検査並びに本部検査、監査並びに実査、重 要な事項の報告書の提出等の権限を有する者 の権限、専門（種種やセキュリティ に係る専門、審査・研究等）等に関する権限 等の権限を有することを公表するものとし、また、契約 額に応じて以下に示すとくとくの権限を 付託して置くものとする。
⑤ 事務局は公表義務を負う場合は、契約締結 後上の権限に於いては、従来あつた権限 の範囲に加えて、前記の権限の範囲に於ける ことと同様の権限を付託して置くこととする
（記録上に記入）
⑥ 本契約の項目が記載して置く場合には、□に印を付けることと、項目 を記載して置く場合には、□に印を付けて置くことを記載する旨を記入 すること。

等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

樣式第六（第二十条關係）

#### 様式第六（第二十条關係）

勧告の応諾等に関する通知書

年 月 日

卷之三

代表者の氏名

施設業を一体的に講じることによる安心確保の確実の推進に関する法律  
第2条第7項（第54条第2項において準用する第62条第7項、第64条第  
1項において準用する第62条第2項において準用する第62条第7項、第65条  
1項において準用する第62条第7項）の規定により、  
導入等計画書  
年 月 日付 第 号をもって送付された 緊急導入等届出書

変更の届出書  
特定重要設備の導入  
の内容変更  
のうち止  
る重要維持管理等の委託  
の報告について、下記の  
通り通知します。

種否の別(該当分に○)	イ 応諾する。	ロ 応諾しない。
応諾しない場合の理由		

冊子の大きさは、日本商業規格A4とするこ

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

個人等計画書の変更の案  
(特定重要取扱の導入を行う場合)

年 月 日

附 住 所  
名 称  
代表者の氏名経営指揮を一時的に譲ることによる会員の権利の確保の措置に関する法律第  
54条第1項の規定により、個人等計画書の変更を行ひて、次のとおり届け出  
ます。

個人等計画書の変更を行った旨	
提出年月日	変更の届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、その最近のもの)
特定期限設置の種類及び 期日	変更の届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、その最近のもの)
2. 变更事項	
3. 变更の内容	変更前   变更後
4. 变更の理由	
5. 变更の時期	
6. 備考	

(記述上の注意)

1. 「変更を行う届出」の「変更の届出又は申請を行った年月日(複数ある  
ときは、その最近のもの)」の欄には、この届出年月日、届出又は申請を行  
った年月日を記載することとし、  
2. 特定期限設置事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出す  
ることができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該  
変更の内容及び当該変更の内容を記載する欄に「金融庁長官及び財務  
大臣に直接に提出すること」と記載することとし、  
3. 特定期限設置の届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、その最近のもの)  
の欄には、この届出年月日、届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、  
その最近のもの)を記載することとし、  
4. 特定期限設置事業者又は特定重要取扱の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官  
及び財務大臣に直接に提出することを義務付けることを明示することとし、報告を受けた特定期  
限設置事業者又は特定重要取扱の供給者は、報告を受けた特定期限設置事業者に対し、報告を受けた  
旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

個人等計画書の変更の案  
(特定重要取扱の導入を行う場合)

年 月 日

附 住 所  
名 称  
代表者の氏名経営指揮を一時的に譲ることによる会員の権利の確保の措置に関する法律第  
54条第1項の規定により、個人等計画書の変更(第54条第2項において「提出す  
る回函」の項の規定により、緊急措入等届出書の提出)を行ひて、次のとおり  
届け出ます。

個人等計画書(緊急措入等 届出書)の提出を行った年月 日	
提出年月日	変更の届出又は申請を行った 年月日(複数あるときは、 その最近のもの)
特定期限設置の種類及 び期日	
3. 变更の内容	変更前   变更後
4. 变更の理由	

(記述上の注意)

1. 「変更を行う届出」の「変更の届出又は申請を行った年月日(複数ある  
ときは、その最近のもの)」の欄には、この届出年月日、届出又は申請を行  
った年月日を記載することとし、  
2. 特定期限設置事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出す  
ることができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該  
変更の内容及び当該変更の内容を記載する欄に「金融庁長官及び財務  
大臣に直接に提出すること」と記載することとし、  
3. 特定期限設置の届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、その最近のもの)  
の欄には、この届出年月日、届出又は申請を行った年月日(複数あるときは、  
その最近のもの)を記載することとし、  
4. 特定期限設置事業者又は特定重要取扱の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官  
及び財務大臣に直接に提出することを義務付けることを明示することとし、報告を受けた特定期  
限設置事業者又は特定重要取扱の供給者は、報告を受けた特定期限設置事業者に対し、報告を受けた  
旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。





株式第九  
(二) 第二十五条第一項関係

様式第九 (二) (第二十五条第一項関係)

導入等計画書(緊急導入等報告書)の変更の報告書  
(緊急維持管理体制を行なせる場合の導入等計画書(緊急導入等報告書))  
の変更をした場合

年月日

姓  
名  
住所  
代表者の氏名

導入等計画書(緊急導入等報告書)に係る事項につき変更したので、財務監督等一体的に講ずることによる安全確保の強化の趣旨に従事する法律第54条第4項(第33条第3項)において適用する第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	導入等計画書(緊急導入等報告書)の届出をした場合は、 届出年月日
	変更の届出又は届出をした場合は、その届出年月日を記入し、 その他のもののは、
2. 変更事項	特記事項変更 届出種類及 び内容 変更の内容
3. 変更の内容	変更前 変更後

4. 変更の理由
5. 変更の時限
6. 請求

(記載上の注意)  
1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は届出をした年月日(複数あるときは、その既往もの)」欄には、この報告書を除き、届出又は報告をし、届出年月日を記入すること。  
2. 特定社会基盤事業者以外の者は、金融庁若しくは財務省大臣に直接に提出することができる。ただし、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は金融機関管理者の形態の方に対し、あらかじめ、金融庁若しくは財務省大臣に直接に報告するのを義務付することとし、報告を受けた者は、報告の内容を手続上手続する。  
3. 本規則第3項において適用する同条第4項の規定により、次のとおり報告します。

注: 用紙の大きさは、日本通産規格A4とすること。

株式第十  
(第二十五条第三項関係)

導入等計画の導入を行なった後の  
導入等計画の変更の報告書

年月日

姓  
名  
住所  
代表者の氏名

導入等計画(緊急導入等報告書)に係る事項につき変更したので、財務監督等一体的に講ずることによる安全確保の強化の趣旨に従事する法律第54条第4項(第33条第3項)において適用する第4項の規定により、次のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	導入等計画書(緊急導入等報告書)の届出をした場合は、 届出年月日
	変更の届出又は届出をした場合は、その届出年月日(複数あるときは、その既往もの)
2. 変更事項	導入等計画の 種類 変更の内容
3. 変更の内容	変更前 変更後

4. 備考	名前
	性別 扶養立 派 居場 所 等
変更を行っ た理由	
変更を行っ た理由	

(記載上の注意)  
1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は届出をした年月日(複数あるときは、その既往もの)」欄には、この報告書を除き、届出又は報告をし、届出年月日を記入すること。  
2. 导入等計画の変更又は届出を行なつた場合は、(変更前)又は(変更後)の欄に「(変更)」又は「(変更)」と記載すること。

注: 用紙の大きさは、日本通産規格A4とすること。

